

鳴滝3丁目私道の橋梁受入れについて

○ 一般的な橋梁の構造条件について

一般的に、私道の橋梁については以下の要件で受け入れを行うこととしたい。

- ・当該橋梁の建設時の状態（レベル「Ⅲ」を、改善後レベル「Ⅱ」以上）で引受ける。
(予防保全状態「Ⅱ」～健全な状態「Ⅰ」程度)
- ・橋梁の状態確認については、長崎市が橋梁点検に準じて実施。

○ 一般的な橋梁の幅員について

- ・原則4メートル以上であること又は4メートル未満であって、第12条第1項に規定する私道整備審査委員会の承認を得ていること。私道整備助成事業により整備されたもの（4メートル以上の部分が路線全体の長さの概ね80パーセント以上を占めており、かつ、私道要綱第12条第1項に規定する私道整備審査委員会が承認した場合に限る。）にあっては3.5メートル以上とする。」となっている。

○ 本件橋梁について（鳴滝3丁目）

- ・当該橋梁の整備条件及び幅員について、現地を確認した結果、以下のとおりで受け入れることとしたい。
 - ① 整備内容としては、主桁腐食部当板補修、横桁ボルト取り付け、新設横桁設置、鋼桁塗装塗替、ガードレール設置
 - ② 現在の橋梁の幅員は、3.7m。当該橋梁について大型車両（10t以上）の通行及び車両の離合は耐力不足となる可能性がある。幅員を現在よりも広くすると大型車両の通行及び車両の離合を促す可能性があるため、幅員を現状以下とし、2～3t程度の規制（地元車両が通行できる程度）かけて、大型車両が通行及び車両どうしの離合ができないようにする。
 - ③ また、橋梁の手前に停止線などの表示が必要かどうかについて、警察との協議をもって判断する。

に加え、日常的な施設の状態の把握や、事故や災害等による施設の変状の把握等については適宜実施するものである。

3. 定期点検の体制

道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う。

【法令運用上の留意事項】

道路橋は、様々な材料や構造が用いられ、また、様々な地盤条件、交通及びその他周辺条件におかれること、また、これらによって、変状が道路橋に与える影響、変状の原因や進行も異なることから、道路橋の状態と措置の必要性の関係を定型化し難い。また、記録に残す情報なども、想定される活用方法に応じて適宜取捨選択する必要がある。そこで、法令に規定されるとおり、必要な知識と技能を有する者（以下、定期点検を行う者という）が道路橋の定期点検を行うことが求められる。

たとえば以下のいずれかの要件に該当する者が行うことが重要である。

- ・道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること
- ・道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること
- ・道路橋の定期点検に関する相当の技術と実務経験を有すること

4. 状態の把握

健全性の診断の根拠となる状態の把握は、近接目視により行うことを基本とする。

【法令運用上の留意事項】

定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を、近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。

道路橋の健全性の診断を適切に行うために、法令では、定期点検を行う者が、道路橋の外観性状を十分に把握できる距離まで近接し、目視することが基本とされている。これに限らず、道路橋の健全性の診断を適切に行うために、または、定期点検の目的に照らして必要があれば、打音や触診等の手段

を併用することが求められる。

一方で、健全性の診断のために必要とされる近接の程度や打音や触診などのその他の方法を併用する必要性については、構造物の特性、周辺部材の状態、想定される変状の要因や現象、環境条件、周辺条件などによっても異なる。したがって、一概にこれを定めることはできず、定期点検を行う者が橋毎に判断することとなる。

5. 健全性の診断

道路橋毎の健全性の診断

道路橋毎の健全性の診断は表-5.1の区分により行う。

表-5.1 判定区分

区分		状態
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態。

【法令運用上の留意事項】

定期点検を行う者が、道路橋の健全性の診断の一連として、道路橋の状態の把握と次回定期点検までの間の措置の必要性について総合的な診断を行う。そして、診断の内容を、法令で求められる4つの区分に分類する。

「道路橋毎の健全性の診断」の単位は以下を基本とする。

(「道路施設現況調査要項(国土交通省道路局企画課)」を参考にすることができる。)

- ①道路橋種別毎に1橋単位とする。
- ②道路橋が1箇所において上下線等分離している場合は、分離している道路橋毎に1橋として取り扱う。
- ③行政境界に架設されている場合で、当該道路橋の道路管理者が行政境界で各々異なる場合も管理者毎ではなく、1つの道路橋として1橋と取り扱う。
(高架橋も同じ)

第6号様式(第8条関係)

私道整備工事竣工届

令和3年3月19日

長崎市長様

【申請者】(住所)
(町内会等の名称)
(代表申請者)
(電話)

次の工事につきまして、竣工いたしましたので報告いたします。

業務名	鳴滝3丁目橋梁補修工事
契約者名	ダイエ一工業 株式会社
契約金額	4,015,000円
交付決定額	3,613,500円

【検査結果】

検査の結果、上記のとおり竣工したことを認める。

令和3年3月19日

検査職員 (職名) 係長

(氏名) 田邊 雅貴

